

【その他連絡事項】

1 特定技能による外国人の受入状況等に関する実態調査について（参考資料1参照）

平成31年4月に在留資格「特定技能」（以下「特定技能」という）が創設されたことに伴い、今後、介護分野においても特定技能による外国人の受入れの増加が見込まれており、受入施設等における外国人の受入環境の整備が求められている。

今回、受入環境の整備をさらに推進するため、特定技能による外国人の就労や生活の実態、また受入れ事業所における受入の準備や支援の実態を把握するために、令和2年度老人保健健康増進等事業「介護分野に係る特定技能等の受入れの実態に関する調査研究事業」（実施主体：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）において、アンケート調査及びヒアリング調査を実施している。

また、特定技能による外国人の受け入れの仕組みは、EPAや技能実習制度に比べて受入れ側の自由度が高い一方、外国人介護職員受入れのノウハウがない介護事業者にとっては手続きや準備が分かりづらく、受入れに当たってのハードルが高いという側面があるほか、特定技能による外国人が限られた地域に集中せず、全国の介護事業者に定着するために必要な取組も十分に共有されていないという現状がある。このため、特定技能による外国人の受入れと定着を目的として、介護事業者にとって必要な知識と方策を整理したガイドブックを作成することとしている。

これらの調査結果及びガイドブックについては、令和3年4月上旬を目途として、厚生労働省ホームページ等にてお示しする予定である。

2 介護技能評価試験・介護日本語評価試験の日本語版について

特定技能において介護施設等で就労するためには、試験免除の要件を満たす場合等を除いては、国内外で実施される「技能試験（①介護技能評価試験）」並びに「日本語試験（②国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験N4以上及び③介護日本語評価試験）」に合格することが必要である。

介護技能評価試験・介護日本語評価試験については、現在、英語・クメール語・インドネシア語・ネパール語・モンゴル語・ビルマ語・ベトナム語・中国語・タイ語の9か

国語で実施されているところであるが、受験申込者からの要望が多かったことを踏まえ、今般、日本語版での試験を実施することとしたところである。

現時点では、令和3年1月以降に実施する試験において配信を開始することを予定しているが、具体的な予約方法や配信開始のスケジュール等については、今年12月中旬以降、厚生労働省ホームページにてご確認いただきたい。

(掲載先) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html

3 海外に向けた日本の介護のPR等の取組について (参考資料2参照)

特定技能により日本で就労を希望する外国人材を確保することを目的として、令和2年度からの新規予算事業である「外国人介護人材受入促進事業」(実施主体:株式会社エス・エム・エスキャリア)においては、WEBサイト「Japan Care Worker Guide」の開設や、海外におけるオンラインセミナーの開催により、海外への情報発信を行うこととしている。具体的には以下のとおり。

① WEBサイト「Japan Care Worker Guide」の開設

「介護の仕事」や「日本の魅力」、「特定技能制度」等のトピックや、上記セミナーで放映する説明動画等の内容について紹介するため、WEBサイト「Japan Care Worker Guide」を立ち上げた。こちらでは、多言語化による情報発信を行うこととしており、ぜひとも周知のご協力をお願いしたい。

「Japan Care Worker Guide」ホームページ <https://japancwg.com/>

② オンラインセミナーの開催

今年11月以降、年度末にかけてインドネシア・モンゴル(予定)・カンボジア(予定)・ミャンマー(予定)・ネパール(予定)・フィリピン(予定)の計6か国において、各国の学校等を会場として、日本の介護分野で働くことに興味をもつ参加希望者を集め、日本側のスタジオとオンラインでつなぎ、セミナーを開催する。

具体的には、「日本の魅力」に関する説明や、「介護で働くことの楽しさ」について実際に日本で活躍する外国人介護人材の方によるインタビューを含めた説明動画の配信、質問コーナーなどを設けることとしている。

4 国内の外国人介護人材の相談窓口や交流会等の開催について（参考資料3参照）

厚生労働省予算事業「外国人介護人材相談支援事業」（実施主体：公益社団法人国際厚生事業団）では、外国人介護人材に対して、介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するための体制を整備するとともに、外国人介護人材同士の交流機会の提供を行うため、交流会を開催することとしている。

今年度については、新型コロナウイルス感染症への対策を考慮し、以下のとおり実施しているため、関係者や外国人介護人材等への周知をお願いしたい。

- ① 相談窓口について、日本語を含む全 11 言語により、介護現場での業務などに関する悩みについて、電話（フリーダイヤル）による相談サポートを実施
- ② 交流会について、介護現場で働く外国人や養成施設などで介護の勉強をしている外国人等を対象に、全 9 回にわたり、オンライン（Zoom を活用）により開催
- ③ 特定技能制度説明会について、介護分野における特定技能制度や外国人介護人材の受入れに関する最新の動向について、出入国在留管理庁及び厚生労働省より収録した動画等について、国際厚生事業団ホームページや SNS 等を活用して配信

【依頼事項】

○ ミャンマー政府に対する求人情報の提出に係る協力依頼について（参考資料4参照）

令和元年4月に施行された特定技能制度については、フィリピン、インドネシア、ネパール、カンボジア、モンゴル、ミャンマー、国内等において、順次、介護分野の試験を実施しており、ミャンマーについては令和2年2月から試験を開始した。

本年9月には、急を要する依頼であったことから、全国老人福祉施設協議会及び全国老人保健施設協会にご協力いただいたところ、多くの求人情報をいただき、来年1月から3月にかけてミャンマーでの試験実施が可能となった。期限が短い中、ご協力いただいた皆様に心から感謝申し上げます。

今回は、来年4月以降の試験実施に向けて、運営委員会の業界団体等委員の皆様、特定技能外国人の求人情報の提出にご協力いただきたいと考えている。

コロナ禍ではあるが、入国が再開し、特定技能外国人の受入れも進み始めたことから、是非、積極的な協力をお願いしたい。

○ 特定技能協議会への加入について（参考資料5参照）

厚生労働省告示等に基づき、特定技能外国人を新たに受け入れた場合、受入れの日から4か月以内に、特定技能協議会への加入手続きをしていただくこととなっている。（2回目以降に特定技能外国人を受け入れる場合でも、同じく受入れの日から4か月以内に所定の手続きが必要。）

具体的な手続きについては、厚生労働省ホームページからもご案内している加入手続きに基づき、介護分野における特定技能協議会事務局（公益社団法人国際厚生事業団内に設置）のホームページにて手続きをしていただくこととなるので、該当する場合は、あらためてご確認いただけるようお願いしたい。

○ 巡回訪問の実施へのご協力をお願いについて（参考資料6参照）

外国人介護人材相談支援事業の実施団体（令和2年度：公益社団法人国際厚生事業団）により、特定技能外国人の受入施設に対する巡回訪問を行っているが、厚生労働省

告示等に基づき、各受入施設においては、巡回訪問に対してご協力をいただくこととなっているため、ご理解をお願いしたい。